

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1. 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録の推進について</p> <p>「平泉の文化遺産」は、国を越えた人類共通の普遍的な価値がある遺産と認められ、平成23年の第35回世界遺産委員会において中心的な5資産が登録に至りました。</p> <p>しかしながら「平泉の文化遺産」は、平泉町・一関市・奥州市にまたがる全10資産が一体のものであり、町内においては、達谷窟、柳之御所遺跡（岩手県管理）の2資産の拡張登録を目指しているところです。</p> <p>つきましては、世界遺産の拡張登録の推進に向けて、より一層のご指導とご支援を賜りますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、県と関係3市町において、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することとを申し合わせたところです。</p> <p>県としては、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、専門的・技術的な支援を行っていくとともに、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向け市町と連携して取り組んでいきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>
<p>2. 「平泉の文化遺産」の保存管理対策の推進について</p> <p>「平泉の文化遺産」は、平成23年の第35回世界遺産委員会において登録が決議されました。</p> <p>世界遺産委員会の決議では、『世界遺産条約履行のための作業指針第172項』に基づき「中尊寺大池跡」、「無量光院跡」の復元整備計画とその実績を国際記念物遺跡会議（イコモス）に提出すること、登録された資産間の眺望の維持、さらには主要な道路改修の提案には「遺産影響評価」を行うことなど保存管理について対策が求められています。</p> <p>近年、世界遺産委員会では、登録後の保存管理の在り方が重視されており、本町としても着実に復元整備を行い世界遺産委員会の要求に応える必要があります。</p> <p>一方で、世界遺産委員会や国際記念物遺跡会議（イコモス）との調整にあたっては、国・県の専門的な助言と財政的な支援が必要となっております。</p> <p>つきましては、今後も「平泉の文化遺産」の保存管理対策の推進について、より一層のご指導とご支援を賜りますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の中核をなす無量光院跡をはじめとする史跡地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関し、市町が実施する場合には、国とともに県も補助することにより、確実な事業成果が得られるよう支援しているところです。</p> <p>今後も、この補助制度を活用しながら、世界遺産委員会等で指摘された課題に対応するとともに、より適切な保存管理がなされるよう支援していきたいと考えています。（A）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A：1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3. 柳之御所遺跡の史跡整備について</p> <p>柳之御所遺跡の大規模発掘調査は、一関遊水地・平泉バイパス事業に伴い昭和63年度から開始されました。以後、この調査は、全国的に注目される数多くの成果を挙げ、平成5年、建設省（当時）の大英断によって、保存されることが決定し、現在に至っております。</p> <p>平成9年3月に国の指定を受けた柳之御所遺跡については、岩手県教育委員会が平成10年度から本町に柳之御所遺跡発掘調査事務所を開設し、内容確認調査を実施しております。整備計画については、平成13年度には整備基本構想、平成14年度には整備基本計画、平成19年度に整備実施計画、平成22年4月には史跡公園として暫定開園され、現在も引き続き、岩手県教育委員会が事業主体となり、発掘調査、公有化等が進められております。</p> <p>つきましては、柳之御所遺跡が保存されるに至った経緯等を考慮し、今後も継続して岩手県教育委員会が全面的に史跡整備されるよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>柳之御所遺跡の整備については、平成10年度から史跡整備に向けて内容確認の発掘調査を開始し、平成14年度に整備基本計画を、平成15年度に整備実施計画を策定し、平成29年度には堀外部地区を含めた形に整備計画を改定しました。これらの調査・整備計画を踏まえ、平成17年度から堀内部地区についての史跡整備工事を行っています。</p> <p>史跡整備とともに、整備対象予定地（堀内部地区・堀外部地区）の約8.7haの土地公有化を、平成13年度から実施しています。</p> <p>県としては、まずは整備基本計画において整備対象とされている範囲の公有化及び整備について、最優先課題として取り組んでいきたいと考えています。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>
<p>4. 史跡等の整備・活用予算等の拡充について</p> <p>史跡等の文化財は、我が国の歴史と風土の中で培われてきた極めて貴重な国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的なシンボルとなっています。このため住民が地域の歴史・文化に触れ親しみ、精神的な豊かさを実現できる環境づくりを進めるためには、積極的に整備・活用することが強く求められております。</p> <p>多くの史跡や埋蔵文化財を有する本町は、これらの整備・活用を図り、その価値を伝えていく責務があります。</p> <p>特にも、世界遺産の構成資産である特別史跡無量光院跡と特別史跡中尊寺境内の庭園の復元整備は、世界遺産委員会からの要請事項であり、課題解決に向けて取り組んでいかなければなりません。</p> <p>また、町内の整備された史跡公園では、経年による劣化等により修理の時期を迎えていることや、史跡整備に向けた公有化事業が控えていることなど多大な財源を要することが見込まれております。</p> <p>つきましては、世界遺産の保存管理対策の推進や町内遺跡の保護保存に万全を期するため、地域の実情に即した財政支援の充実を賜いますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>岩手県における世界遺産関係史跡等整備については、国庫補助金に県補助金も加え、令和元年度当初予算においても要望額を全額措置して対応することとしています。（A）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A：1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5. 国立博物館の誘致及び平泉文化研究機関の早期設置について</p> <p>「平泉の文化遺産」は、平成23年に開催された世界遺産委員会において、12世紀を中心とした多くの遺跡があり、日本のみならず広くアジアの歴史、文化史上で重要な位置を占めているという評価を受けました。</p> <p>また、本町の遺跡は、奈良や京都に比べて地形の起伏が旧状をとどめるところが多く、景観的にも優れ、さらに遺跡が地下に良好な状態で保存されています。</p> <p>つきましては、世界文化遺産を有する本町に、東北地方の歴史や文化をアジア史の中に位置付け、総合的に調査研究する国立博物館の誘致や、平泉文化を総合的に調査・研究し、その成果を公開・活用する平泉文化研究機関を早期に設置されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>12世紀の平泉周辺には、アジアの歴史研究を進める上で、極めて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在していることから、岩手県では、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館の設置について、平成3年度から継続して国に要望しているところです。今後とも国に対して誘致についての要望を継続して行っていききたいと考えています。</p> <p>また、「平泉文化研究機関」については、平成6年度に策定した県立の考古学研究機関整備基本構想をもとに、「平泉文化研究機関整備推進事業」を継続して実施しており、若手研究者との共同研究により、研究者相互のネットワーク作りや研究者の育成を図るとともに、平泉文化フォーラムを開催し、その研究成果を広く発信しているところです。</p> <p>さらに平泉文化研究にとって、柳之御所遺跡の解明が最重要との認識から、平成10年度から、内容確認調査を継続して実施しています。平成20年度には遺跡隣接地に「平泉遺跡群調査事務所」を設置し、柳之御所遺跡の発掘調査の進行管理、及び平泉研究成果の蓄積を推進しています。</p> <p>県としては、こうした取組に基づきながら、今後設置予定の新ガイダンス施設への機能を含めて、引き続き県立の研究機関の設置について検討を進めていききたいと考えています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>
<p>6. 「平泉スマートインターチェンジ」の整備促進について</p> <p>「平泉スマートインターチェンジ」は、観光客の利便性向上による観光業の振興や観光シーズンの渋滞緩和、居住者の利便性向上等を目的に実施計画を策定し、平成26年度に国土交通省に採択され、企業誘致の促進や地域産業の活性化も期待されております。</p> <p>本年度は、スマートインターチェンジの設置効果を的確に取り込み、新たな拠点の形成に向けた地域づくりを推進する必要があることから、スマートインターチェンジ周辺地域の目指すべき土地利用の在り方について協議を重ねているところであります。</p> <p>つきましては、「平泉スマートインターチェンジ」の早期完成を図るため、国に対し必要な予算確保について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>平泉スマートインターチェンジの整備は、交通アクセスの向上により、観光振興や企業誘致の促進による産業振興に大きな効果が期待できるものと認識しており、整備促進が図られるように、今後も貴町と連携を図りながら、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。</p> <p>(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7. 平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの安全安心な交通確保を図る整備について</p> <p>一般国道4号は、広域観光ルートとして重要な路線であるとともに、岩手県南から宮城県北にかけての誘致企業、とりわけ自動車関連産業の物流や経済の主軸となっている幹線となっておりますが、積雪による路面の凍結、道路勾配がきついことによる冬期特有の速度低下が発生し、大型車等の通行に影響が出ております。</p> <p>つきましては、冬季においても安全安心で、信頼性の高い幹線道路ネットワークを形成するため、道路拡幅や冬期速度低下対策等を行われるよう国への働き掛けについて特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一般国道4号の拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて、本年6月に政府予算要望を行ったところであり、引き続き国へ要望していきます。(B)</p> <p>なお、急勾配区間については、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、安全安心な道路交通を確保するため、国では、立ち往生するなどのスタック車両対策等、除雪対応を強化していると承知しています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:2</p>
<p>8. 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について</p> <p>当該2路線は、北上川の東部、長島地区を南北に縦貫する主要地方道及び平泉地区から北上川を横断し一関市相川を結ぶ県道です。</p> <p>主要地方道一関北上線については、国道4号の渋滞回避ルートとして利用されており、通行車両が年々増加傾向にあります。</p> <p>つきましては、平泉町長島字田頭地内から同竜ヶ坂地内までの区間(2,750m)の路線変更を含む、歩道拡幅、急カーブ等の解消工事を促進されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また、県道相川平泉線については、広域観光ルートとしての利用以外に、平泉スマートインターチェンジと国際リニアコライダー建設予定地である一関市大東町を結ぶ最短路線であることから、今後大幅な交通量の増加が見込まれます。</p> <p>しかしながら、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭小であることから、大型観光バス、大型車両の走行並びに歩行者の安全確保に支障をきたしている現状となっております。</p> <p>つきましては、近隣市町村を結び広域的なネットワークが形成されるよう改良整備の促進について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。</p> <p>御要望の平泉町長島字田頭(たがしら)地内から同竜ヶ坂(りゅうがさか)地内までの整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>なお、県としても日常生活を支える安全・安心な道づくりのために、対策が必要な路線と認識しているところであり、関係機関と連携を図りながら必要な安全対策は講じていきたい。</p> <p>また、一般県道相川平泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、国際リニアコライダーの実現に向けた進展も睨みながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:2</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9. (仮称) 栗原北上線(西ルート)の県道認定及び整備について</p> <p>国道4号の宮城県栗原市金成から平泉町までの区間は、南北の幹線道路が国道4号及び東北縦貫自動車道の2路線のみとなっており、国道4号が渋滞や通行止めになった場合には、大きな支障をきたしております。</p> <p>これを解消するには、幹線道路をはじめとする道路網の整備を行い、緊急時の迂回路として十分な機能を果たせるようにする必要があります。</p> <p>つきましては、栗原市金成を起点とし、一関市・平泉町・奥州市(衣川地区・前沢地区・胆沢地区)・金ヶ崎町を縦断し、北上市を終点とする全線の県道昇格と、広域的な整備の推進につきまして特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要があると、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担等を総合的に判断していきます。</p> <p>なお、奥州市前沢から北上市までの32.6km区間については、平成28年4月1日に一般県道前沢北上線として供用開始しています。</p> <p>(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
<p>10. 一関遊水地事業に伴う内水被害対策について</p> <p>一関遊水地事業の小堤整備が完了間近になり、出水時には北上川や県管理河川の水位上昇が長期に続くことが想定されます。また、ここ数年、局地的豪雨などによる水害が頻繁に発生し、住民が不安を感じております。</p> <p>つきましては、安心して暮らせるまちづくりの推進を図るためにも、矢の尻川排水樋管への強制排水機場の設置や、徳沢川など小河川の内水被害対策のために移動用排水ポンプ車の増台について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一関遊水地事業に伴う内水被害対策について、矢の尻川における強制排水施設については、国と調整を図りながら、設置する計画としています。</p> <p>また、徳沢川など小河川の内水対策については、貴町との調整も踏まえ、広域的な運用を前提とした可搬式排水ポンプを平成29年度末に鈴沢川合流部に整備しました。しかし、一定規模以上の降雨の際には、可搬式ポンプの能力を超える内水が発生することも想定されますので、その際は、国土交通省が保有する排水ポンプ車での対応も考えられます。</p> <p>このことから、県としても、昨今、局地的な大雨が多発している状況を踏まえ、移動用排水ポンプ車による対応は有効と認識していることから、町と連携を図りながら、今後も国と排水ポンプ車の増台や円滑な運用について調整を行っていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11. 主要地方道平泉巖美溪線の歩行者、自転車道路整備について</p> <p>当該路線は、JR平泉駅と一関市巖美町地内を結んでおり、世界遺産登録以降、レンタサイクルを利用して達谷窟を訪れる観光客が増加しております。</p> <p>また、沿線には、巖美溪や温泉宿泊施設などがあるため、連日大型バスが多く走行しております。</p> <p>このため、自転車通学の学生やレンタサイクルを利用する観光客は、狭隘な歩道を走行しているとともに、路面も痛んでいることから通行者の交通安全の確保が困難になっております。</p> <p>つきましては、通行者の安全確保のため、歩行者、自転車道路の整備を促進されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一般県道平泉停車場中尊寺線との交差点から毛越寺駐車場前までは、道路両側に幅員3.5mの自転車歩行者道を整備しています。</p> <p>また、毛越寺駐車場前から一関市巖美町までの区間の自転車歩行者道や自転車道の整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、北側に整備している幅員2.2mの自転車歩行者道の利用状況や、交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>なお、路面の損傷については、今後も適切な維持管理に努め、通行者の安全確保に取り組んでいきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
<p>12. 一般県道三日町瀬原線（中尊寺交差点）の無電柱化について</p> <p>国土交通省では、太田川橋から衣川橋までの当該路線を歴史的背景に調和した個性あふれる道路景観を進める地区と位置付け、平成2年から「平泉アメニティ道路事業」として無電柱化をはじめ歩道整備（インターロッキングブロック舗装）、植樹、歩道の防護柵のデザイン化等が実施され、観光地としての魅力の向上が図られてきました。</p> <p>しかしながら、世界遺産平泉の構成資産のひとつである中尊寺玄関口の無電柱化が実施されておられません。</p> <p>つきましては、世界遺産にふさわしい景観の向上を図るためにも、無電柱化の早期整備について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>世界遺産平泉の玄関口である一般県道三日町瀬原線（中尊寺交差点）の無電柱化については、景観形成の向上や観光振興の面から必要性を認識しています。</p> <p>このため、現在、無電柱化事業を行っている一般県道平泉停車場中尊寺線志羅山地区の進捗状況を踏まえながら、事業化に向け検討を進めていく予定です。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13. 山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について            東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、山菜等に対する汚染問題において町内をはじめ県南地域の生産農家に甚大な被害を与えております。            このような中、岩手県におかれましては、町民や消費者が農産物の安全安心に対する不安が解消されるよう鋭意努力されておりますが、山菜の一部（ワラビ）やキノコ類（野生及び原木生シイタケ）については出荷制限を受けており解除のめどが立っておりません。            つきましては、当町には農産物直売施設「道の駅平泉」があり、地元消費者をはじめ観光客、トラック運転手など多くの方々に利用されていることから、安全な山菜等の産地直売体制の確立に向けて、出荷制限を受けている山菜等の早期制限解除に向けて、全面的支援を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、国の「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的な運用」に基づき、山菜類の出荷制限の解除に向けたモニタリング検査を実施しています。            これまでの検査の結果、国の基準値を上回っていたところですが、一部品目については、今年度は放射性物質濃度が全て基準値内にあることから、国に対する出荷制限解除協議に向けた検査の実施について町と検討していきます。            今後も引き続きモニタリング検査等を実施しながら、山菜類の早期出荷制限解除に向けて、町とともに取り組んでいきます。            (B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B : 1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14. 放射能汚染問題に対する適切な対応について            (1) 除去土壌等の処理基準を早急に提示するよう国へ働き掛けていただくこと。            東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、事故から8年以上経過しても、健康に対する懸念や農産物被害など住民の不安を払拭できない状況にあります。            町においては、除染実施計画に基づく公共施設の除染等、放射線量低減化対策や自然減衰により、全般的に放射線量が低下傾向にあります。            また、国による除去土壌等の処分の見通しがはっきりしないことから、側溝土砂等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に除去土壌等の処理基準を明確にするよう国に求めています。            自治体損害賠償については、現在、原子力損害賠償紛争解決センターに対して平成27年度・28年度分・29年度について和解仲介申立を行い、その審理を注視しているところですが、東京電力ホールディングス(株)の消極的な対応が懸念されます。損害賠償として認められなかった項目や平成30年度以降の損害賠償請求など、今後の損害賠償について課題が山積しており、東京電力ホールディングス(株)の誠実な対応が求められています。            つきましては、以上のような状況を踏まえて、下記の事項に対し、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 除去土壌等の処理基準を早急に提示するよう国へ働き掛けていただくこと。</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理に向けて、国に対し除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B: 1</p>



平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>(2) 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス(株)が負担するよう働きかけていただくこと。</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、事故から8年以上経過しても、健康に対する懸念や農産物被害など住民の不安を払拭できない状況にあります。</p> <p>町においては、除染実施計画に基づく公共施設の除染等、放射線量低減化対策や自然減衰により、全般的に放射線量が低下傾向にあります。</p> <p>また、国による除去土壌等の処分の見通しがはっきりしないことから、側溝土砂等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に除去土壌等の処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>自治体損害賠償については、現在、原子力損害賠償紛争解決センターに対して平成27年度・28年度分・29年度について和解仲介申立を行い、その審理を注視しているところですが、東京電力ホールディングス(株)の消極的な対応が懸念されます。損害賠償として認められなかった項目や平成30年度以降の損害賠償請求など、今後の損害賠償について課題が山積しており、東京電力ホールディングス(株)の誠実な対応が求められています。</p> <p>つきましては、以上のような状況を踏まえて、下記の事項に対し、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス(株)が負担するよう働きかけていただくこと。仮に、東京電力ホールディングス(株)が負担しない場合は、特別交付税等による措置を国に要望していただくこと。</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月及び平成28年3月に和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところであり、本年7月には第三回目の和解仲介の申立てを実施しています。</p> <p>なお、国に対しても、放射線影響対策について県及び市町村の負担とならないように全面的な対応を講ずることや、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B:1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>15. 森林病虫害（松くい虫及びカシノナガキクイムシ）等防除（駆除）事業の確保について</p> <p>森林病虫害（松くい虫）等防除事業につきましては、町内での発生当初から継続して対策を実施してきましたが、県北地域に拡大している状況であります。</p> <p>当町においては30数年にわたる防除事業を継続している中で、町全体としては被害量は減少している状況であります。しかしながら、世界文化遺産のコアゾーンである中尊寺や毛越寺の松林については、被害量が横ばいとなっております。</p> <p>寺院内の松林は素晴らしい景観を構成する重要な要素でありますことから前年度と同様の森林病虫害等防除（駆除）事業の事業費確保をお願いいたします。</p> <p>また、平成28年12月に当町において初めて「ナラ枯れ被害」が確認されて以降、ナラ枯れ被害対策も松くい虫被害対策同様に効果的な駆除及び予防も含めた総合的な防除対策を講じる必要があります。</p> <p>つきましては、世界文化遺産という当町の特殊性を考慮していただき、事業費の確保について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>森林病虫害被害から、世界文化遺産にある公益性の高い重要な松林やナラ林を守ることは、重要であると考えています。</p> <p>このことから、松くい虫被害対策として、本年度の予算確保に取り組むとともに、毛越寺庭園と周辺のアカマツ林への薬剤散布による予防や、コアゾーン周辺で被害木駆除を優先して支援しています。（B）</p> <p>また、ナラ枯れ被害対策として、伐倒くん蒸による駆除や、被害を受けやすい高齢なナラ林を伐採し若返りの取組を支援しています。</p> <p>今後とも、松くい虫及びナラ枯れ対策の事業費確保と防除に努めていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B：2</p>
<p>16. 「束稲山麓地域の世界農業遺産」への取り組みに向けた支援について</p> <p>平泉町では、束稲山麓地域（一関市舞川地区、奥州市生母地区及び平泉町長島地区）の中山間地域農業と麓に広がる北上川流域の複合的な土地利用が、気象から生命を守り、当地域の景観、文化などを育み、地域の暮らしを支える伝統的な農業システムと捉え、束稲山麓地域の世界農業遺産認定に向けて申請エリアである一関市、奥州市、岩手県などと共に束稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会を平成28年9月に設置し、その取り組みを進めているところであります。</p> <p>昨年6月には、世界農業遺産への認定申請及び日本農業遺産の認定申請書類を国に提出しましたが、一次審査不通過となりました。しかしこの取り組みは、当地域の活性化を目指すことを目的としていることから、今後も推進して参ります。</p> <p>つきましては、世界農業遺産の認定に向け、引き続き支援を賜りますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、平泉町を始め、一関市、奥州市等で構成する「束稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会」において、本取組に対する理解促進や機運醸成、さらには地域の活性化を図りながら、申請に向けた準備を進めてきました。</p> <p>平成30年6月、「気象災害から生命を守り、地域を継承してきた束稲山麓地域のリスク管理システム」として農林水産省に認定申請書を提出しましたが、残念ながら一次審査通過には至りませんでした。</p> <p>同協議会では、認定に向けて再申請を目指すことを決定し、課題の整理や有識者からの助言を得るため、令和元年度新たに企画推進チームを設置し、県としても特命課長を新設する等、再申請に向けた体制を強化したところであります。</p> <p>県としては、今後も引き続き、3市町と緊密に連携を図りながら、世界農業遺産の認定に向けて取り組んでいきます。（A）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>A：1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>17. 有害鳥獣被害対策事業の確保及び広域的な対策について</p> <p>鳥獣被害については県内に拡大する傾向にあります。当町においても近年、基幹産業である農業へ甚大な被害を与え、非常に深刻な問題となっています。</p> <p>このことは農業者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加と相まってシカ、ハクビシン、タヌキ等の被害も増加していますが、ここ数年イノシシによる被害が急増し、農業者の生産意欲が減退するなど懸念されます。</p> <p>鳥獣被害を減少させるためには、シカ、イノシシといった鳥獣の絶対数を減少させるとともに田畑や果樹地帯を含めた人間の生活域と、獣たちの住む生活域を物理的に分断する必要があり、電気柵設置等の対策や狩猟免許取得者を増やして有害鳥獣の捕獲に取り組んできましたが、町単独での取り組みには限界があります。</p> <p>つきましては、国の補助事業である「県鳥獣被害防止総合支援事業」の事業費を確保した上で、県がリーダーシップを取り広域のかつ抜本的対策を講じていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、さらに集落に寄せ付けな対策を地域ぐるみで実施していくことが重要となっています。</p> <p>このため、県では被害防止対策の推進に向け、市町村における鳥獣被害防止計画の策定や、この計画に基づく捕獲などの実践活動を担う鳥獣被害対策実施隊の活動を支援するとともに、県鳥獣被害防止総合支援事業等による地域で取り組む有害捕獲活動や食害等の防止に向けた恒久電気さくを設置、里山周辺の除間伐などの被害防止活動を支援しています。</p> <p>また、市町村が連携した効果的な被害防止対策を推進するため、広域振興局を単位に地域鳥獣被害防止対策連絡会を設置し、野生鳥獣による被害状況等の情報共有と市町村が連携した防止対策について検討を行っています。</p> <p>今後においても、必要な予算を確保し、市町村や関係機関等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の充実強化に取り組んでいきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>
<p>18. 世界遺産登録10周年に向けた支援について</p> <p>平成26年3月に制定された「平泉世界遺産の日条例」は、毎年6月29日の「平泉世界遺産の日」の周知を通じ、平泉の普遍的価値・理念に対する理解を深め、次世代への継承に資するとともに、平成28年には世界遺産登録5周年事業を通じ、その機運醸成が図られました。</p> <p>また、国ではインバウンド観光促進のため多様な魅力発信や「東北観光復興対策交付金」を創設し、観光資源の磨き上げに支援いただいているところです。</p> <p>このような状況の中、令和3年には「平泉の文化遺産」は、登録から10年を迎えることとなります。</p> <p>つきましては、「仮称 世界遺産登録10周年記念実行委員会」を立ち上げ、イベントの開催や観光誘客などを図って行きたいと考えておりますので、登録5周年同様岩手県におかれましても特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、観光関係事業者などが行う施設内の多言語表示、無料公衆無線LANの整備、宿泊施設における客室の和洋室化に対する支援など訪日外国人旅行者に対する受入態勢の整備を進めるほか、平泉の世界遺産をはじめ広く県内の観光地を周遊する旅行商品の造成を支援するなど、滞在・周遊型観光の促進に取り組んでいるところです。</p> <p>平泉世界遺産登録10周年に向けた取組については、県が行う事業内容及び関係機関・団体が実施する事業について関係機関と連携して取り組んでいきます。</p> <p>また、県では、登録10周年となる2021年に、「道の駅平泉」の隣接地に「平泉の文化遺産」ガイダンス施設(仮称)の開館を目指し、整備を進めており、これまで以上に平泉世界遺産の価値を国内外に広く発信することとしています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>19. 企業誘致活動について</p> <p>企業誘致につきましては、近年、県南地域への自動車関連産業及び半導体関連産業の新規工場立地及び工場増設が相次いでおりますが、本町にとっては、トヨタ自動車東日本株式会社の本社・大衡工場（宮城県大衡村）と岩手工場（金ヶ崎町）の中間に位置するという地理的優位性を生かした企業誘致のチャンスと捉えております。</p> <p>本町としては、この機会を捉えて、これまで以上に企業誘致活動に取り組むため、新たな工業団地の整備を検討しております。</p> <p>つきましては、新たな工業団地の整備及び本町への企業誘致についてご支援いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、市町村と不断に情報交換や情報共有を行い、緊密な連携を図りながら、企業誘致に取り組んでいるところです。</p> <p>また、県及び市町村等で組織する岩手県企業誘致推進委員会において、市町村職員等を対象とした研修会を開催し、企業誘致をはじめ、産業振興に関する職員個々の能力向上にも取り組んでいるところです。</p> <p>近年、県南地域を中心に自動車・半導体産業等の集積が進んでおり、多様化する企業ニーズに応えていくためにも、こうした研修会などを通じて、企業誘致に関する情報やノウハウなどを共有し、引き続き、貴町と連携して企業誘致に取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>
<p>20. 国際リニアコライダー（I L C）の実現について</p> <p>I L Cの誘致に関しては、有識者会議による「政府が日本誘致の是非を判断するための検討」が大詰めの段階を迎えており、北上高地への誘致・建設の実現性が大きく高まっております。</p> <p>I L Cの実現によって、東北地方は加速器関連産業の集積が進むとともに、国際的な科学研究拠点として世界に大きく貢献することとなり、新たな地方創生につながることを期待されます。</p> <p>つきましては、国に対し日本誘致の方針を早期に決定し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めるよう働き掛けるとともに、東北I L C準備室が策定するマスタープラン等に基づく具体的な取り組みを進めていくため、県が主導的立場を發揮し、関係自治体が担う役割を明示されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>国際リニアコライダー（I L C）の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や震災復興、地方創生にも大きく寄与するものと考えています。</p> <p>そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北I L C推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってI L C実現に向けた活動を推進してきたところです。</p> <p>去る3月7日に、日本政府が初めてI L C計画に対する前向きな関心を示す意思表示を行ったことを受け、6月12日には、北海道東北六県会議長会や東北市長会など東北の関係団体が一丸となり、国に対し、I L Cの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を明示するとともに、I L Cを我が国の科学技術の進展、更に国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けるよう要望したところです。</p> <p>また、東北I L C準備室が策定した東北マスタープランに基づき、KEKなど関係機関等と連携し、関係機関がそれぞれ担う役割を共有しながら取組を進めていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>21. 柳之御所遺跡ガイド施設の整備について</p> <p>岩手県におかれましては、本年度においてガイド施設の実施設計及び展示計画等を策定したところであり、計画的に施設整備を推進していただいているところです。</p> <p>ガイド施設につきましては、平泉の世界文化遺産や拡張登録を目指している関連資産等の価値を高め、広く発信できる施設として、大きな期待を寄せるものであります。</p> <p>つきましては、ガイド施設整備を進めるに当たり、次の事項について、特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) ガイド施設を「世界遺産平泉」のガイド施設と位置付け、学芸員等の専門職を配置し、研究成果の発表や文化遺産等に理解を深める等、広域的な研究ができる施設として整備をお願いしたい。</p> <p>(2) 小中学生や家族の学習の場となるよう、体験学習施設として整備を進めていただきたい。</p> <p>(3) 施設整備や運営に当たり、地域住民や観光客との交流が行える地域密着型の施設とするため、運営委員会等の設置をお願いしたい。</p>	<p>県では、「平泉の文化遺産」の価値を世界中の人々に広く伝え、後世へと継承するための拠点施設として、平泉の文化遺産ガイド施設（仮称）の整備に向けた取組を進めています。</p> <p>平成30年6月に策定した「平泉の文化遺産」ガイド施設基本計画では、6つの事業（ガイド施設、展示・情報発信、体験・学習、収蔵・保存管理、調査研究・情報集積、管理運営・プロデュース）を展開することとし、学芸員室や多目的利用を想定した体験学習スペース等の設置を盛り込んだところです。</p> <p>(B:2 (1) (2))</p> <p>具体的な施設整備に当たっては、専門家や地元有識者等で構成された委員会からの指導をいただきながら進めているほか、運営体制等については、世界遺産のガイド施設としてふさわしい運営のあり方について総合的に検討することとしています。(B(3))</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:3</p>